

平成23年10月21日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
10月24日より、株式会社埼玉りそな銀行において

安心思いやり

一般勘定移行型変額終身保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成23年10月24日より株式会社埼玉りそな銀行において、一般勘定移行型変額終身保険「安心思いやり」(*1)を販売開始いたします。

「安心思いやり」は、健康状態の告知なしで80歳までご加入いただけ、一生涯にわたり死亡保障が続く終身保険です。

本商品の死亡時最低保証金額(*2)は、ご契約後6年目から毎年基本保険金額の1%ずつ、年齢に応じて最高115%まで増加します。

また、特別勘定運用期間満了時の積立金額は死亡時最低保証金額が最低保証され、契約20年経過後に、一般勘定で安定運用される終身保険に移行します。

本商品の特別勘定は、投資する資産の価格の変動率に応じて資産の配分比率を機動的にコントロールしながら、長期的な資産の成長をめざします。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

*1「安心思いやり」は、埼玉りそな銀行における「一般勘定移行型変額終身保険」の販売名称です。

*2特別勘定運用期間(20年間)において死亡保険金額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。死亡時最低保証率は、契約日から5年間は100%とし、以後1年経過ごとに1%を加えた率に増加します。ただし被保険者の年齢が85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません。このため80歳契約の場合、死亡時最低保証率は100%のまま一定となります。

以上

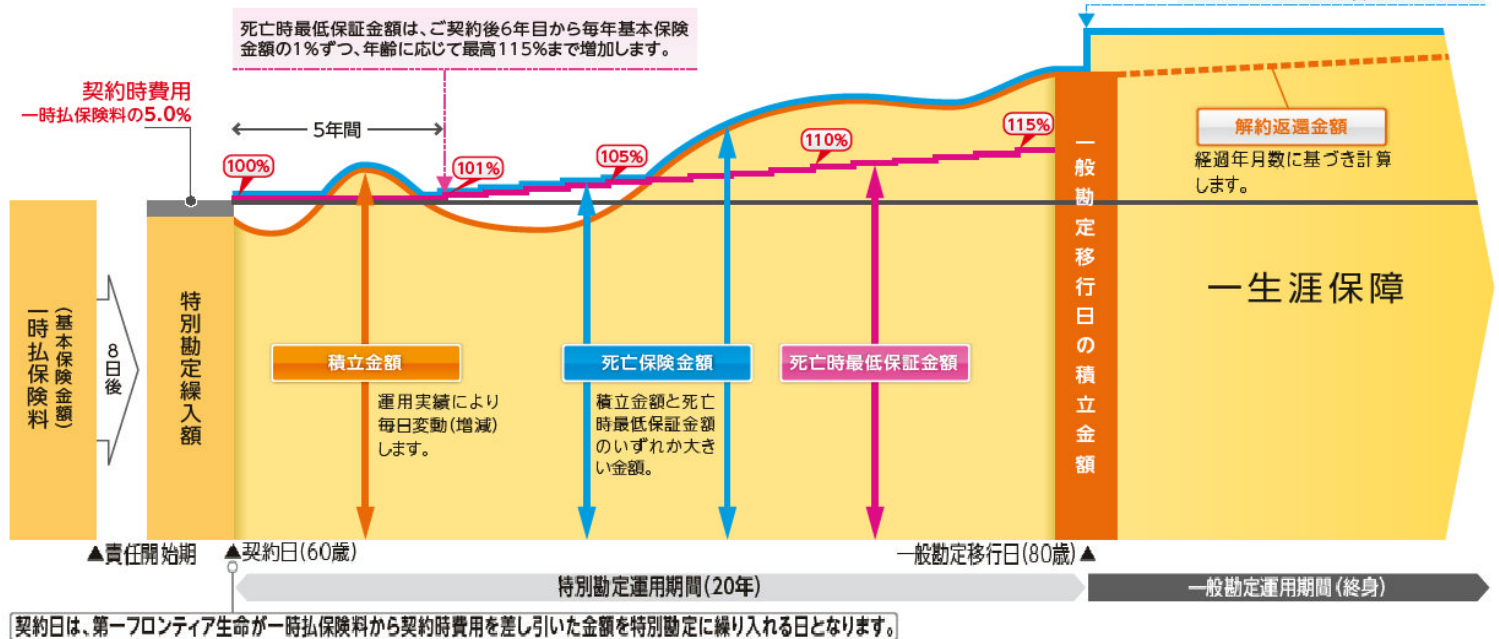
安心思いやり

一般勘定移行型変額終身保険

のしくみと特徴

【しくみ図】

60歳契約 特別勘定運用期間満了時に積立金額が死亡時最低保証金額を上回った場合のイメージ図



* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額および積立金額を保証するものではありません。

1. 契約後20年間は積立金を特別勘定で運用し、長期的な資産の成長をめざします。

- 特別勘定は、投資する資産の価格の変動率に応じて資産の配分比率を機動的にコントロールしながら、長期的な資産の成長をめざします。
- 特別勘定運用期間満了時の積立金額は死亡時最低保証金額（契約年齢により一時払保険料の100%～115%）が最低保証され、一般勘定運用期間中は期間の経過に応じて増加します。

死亡時最低保証金額は、特別勘定運用期間（20年間）において死亡保険金額が最低保証される金額をいい、基本保険金額（一時払保険料相当額）に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。死亡時最低保証率は、契約日から5年間は100%とし、以後1年経過ごとに1%を加えた率に増加します。ただし被保険者の年齢が85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません。このため80歳契約の場合、死亡時最低保証率は100%のまま一定となります。

【契約年齢と特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証率】

65歳以下	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳
115%	114%	113%	112%	111%	110%	109%	108%
73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
107%	106%	105%	104%	103%	102%	101%	100%

2. 契約日から1年経過以後は、死亡保障にかえて、いつでも年金に移行することができます。

- 契約日から1年経過以後であれば、ご契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を特約年金原資として、年金受取を開始することができます。（「運用期間中年金支払移行特約」の付加）
- 急に資金が入用の場合には、ご契約を解約し解約返還金額をお受け取りいただけます。また、保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただくこともできます。

3. 一生涯にわたり死亡保障が続く終身保険です。特別勘定運用期間中の死亡保険金額には最低保証があります。

- 80歳まで、健康状態などの告知なしで終身保険に加入いただけます。
- 特別勘定運用期間（20年）中の死亡保険金額は、死亡時最低保証金額が最低保証されます。
- 契約20年後に一般勘定運用期間中の死亡保険金額を計算し、以後、一生涯にわたり定額の保障が続きます。

【主な投資リスク】

この保険の積立金は、特別勘定運用期間中は特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外国通貨建資産価格の下落」などが基準価額の下落要因となります。基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【お取り扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	200万円～5億円(※1)(※2) * 特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証金額(基本保険金額×死亡時最低保証率)について5億円を限度とします。このため、基本保険金額の上限額は、契約年齢によって異なります。	
一般勘定運用期間中の 死亡保険金額	200万円～7億円(※1)	
保険期間	特別勘定運用期間	契約日から起算して20年
	一般勘定運用期間	特別勘定運用期間満了日の翌日(一般勘定移行日)以後、終身
契約年齢	0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)	
付加できる特約	- 死亡給付金等の年金払特約 - 運用期間中年金支払移行特約	
諸費用	この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、特別勘定運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。ただし、契約日から5年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。 ＜ご契約時＞ - 契約時費用: 基本保険金額に対して5.0% ＜特別勘定運用期間中＞ - 保険契約関係費: 特別勘定の資産総額に対して年率2.60% - 資産運用関係費: 信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率0.1365%(税抜0.13%) * 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2011年8月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。 ＜ご解約時＞ * 契約日から5年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合 - 基本保険金額に経過年数別の解約控除率(1.6%～0.8%)を乗じた金額 ＜一般勘定運用期間中＞ 一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、一般勘定移行日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいたものとなりますので、ご契約締結時点では示すことができません。 ＜特約年金受取期間中(「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合)＞ - 保険契約関係費(年金管理費): 受取年金額に対して1.0% * 保険契約関係費(年金管理費)は2011年8月現在の数値であり、将来変更することがあります。	

※1 同一の被保険者について、他にこの保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して上限額を超えることはできません。

※2 契約締結後2年を経過した保険契約については、2億円を上限として通算の計算から除外します。

* この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討、お申込みに際しては、専用のパンフレット、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

(登)C22F0154(H23.1.27)